

災害時の救護活動を迅速かつ的確に行うため 赤十字を支援してください



寄付の活用

県内の福祉や子どもたちのため、県内外の災害被災者のため、また一部は海外の紛争や災害で苦しむ人々のためなど、“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ために幅広く活用されます。

下部の振込用紙により、任意の額で寄付にご協力ください。

税制優遇

個人……………所得税および個人住民税の控除の対象（所得税法第78条第2項第3号）
（地方税法第37条の2 地方税法第314条の7 地方税法施行令第7条の17）

相続または遺贈……………相続税の非課税（租税特別措置法第70条）

詳しくは、お近くの税理士事務所等にお問合せください。
法人税の優遇もあります。詳しくは支部までお問合せください。



その他のご寄付

内祝いや香典返しなどを
社会貢献に役立ててみま
せんか？ 葉書印刷サービ
スがございますので、お
電話でご相談ください。



令和元年
全国赤十字大会

表彰制度のご案内

日本赤十字社の表彰				国の表彰	
支部長感謝状	銀色有功章	金色有功章	社長感謝状	厚生労働大臣感謝状	紺綬褒章
					
支部長 村岡嗣政 （山口県知事）		法人			
一時または累計額が 10万円以上	一時または累計額が 20万円以上	個人	金色有功章受章後 一時または累計額が 50万円以上	同一年度内に、 一時または累計額が、 個人：100万円以上、 法人：300万円以上の ご寄付をいただいた場合、 授与申請をいたします。	一時または分納の 申し出により3年以内に 個人：500万円以上、 法人：1,000万円以上の ご寄付をいただいた場合、 授与申請をいたします。

※義援金は「国又は地方公共団体に対する寄付金」となるため赤十字表彰の対象にはなりません。

窓口専用振込用紙

手数料免除

— お問い合わせ —
日赤山口県支部

TEL083-922-0102

99	広島	払込取扱票	
口座記号番号	金額	千	百
015903	4076	円	十
日本赤十字社山口県支部		料金	備考
※ □□□□□□			免
ご住所			
ふりがな お名前			
電話番号 () -			
●ご寄付に対する表彰を希望されますか。 □はい □いいえ			
ご依頼人・通信欄		日 附 印	

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。（承認番号広第7389号）
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証			
口座記号番号	金額	千	百
015903	4076	円	十
日本赤十字社山口県支部			
加入者名	金額	千	百
		円	十
おなまえ	※		
ご依頼人			
料金	日 附 印		
備考			

この受領証は、大切に保管してください。

災害からみなさまの
いのちと健康をまもる活動を継続していくために、
あたたかいご支援とご協力をお願いいたします。



人間を救うのは人間だ。

赤十字 やまぐち

Japanese Red Cross Society of
YAMAGUCHI

2019 秋号



赤十字社への寄付は

いつでも・簡単に・身近な場所でご協力いただけます。



詳しくは
ウラ表紙をご覧ください

平成30年度 日本赤十字社山口県支部 決算報告 (単位:円)

皆様からの寄付金をもとに、
人間のいのちと健康、尊厳を
守る活動を続けています。

A 活動資金収入……………	195,785,590
B 本社交付金収入……………	863,440
C 繰入金収入……………	10,762,720
D 貸付金償還金収入……………	40,000,000
E 雑収入……………	10,448,818
F 前年度繰越金……………	13,931,116

G 災害救護……………	26,870,616
H いのちと健康を守る講習普及……………	12,002,612
I 赤十字ボランティアの育成・活動促進……………	8,738,204
J 未来につなぐ青少年赤十字活動……………	12,709,717
K 国際活動、赤十字の全国的事業……………	29,871,924
L 市町の赤十字事業……………	35,047,380
M 赤十字思想の普及等……………	38,873,403
N 償還金の支出……………	40,000,000
O 支部の運営費……………	36,420,776
P 施設整備……………	9,081,720
Q 翌年度繰越金……………	22,175,332



※赤十字病院、血液センターは施設ごとの特別会計となっており、この予算には含まれていません。

※その他、「山口県平成30年7月豪雨災害義援金」として、4億5,168万872円を受け、山口県義援金配分委員会へ全額送金しています。



苦しむ人びとを、救い続ける

赤十字の救護活動

いつ起こるか分からない災害に備えて、常備救護班を配備し、支部・赤十字病院・血液センターに救護要員を登録して訓練や研修を行うとともに、必要な資機材を整備して体制の強化を図っています。



救援物資の配布



訓練・研修

ボランティアの組織

その他の活動

水の事故から児童のいのちを守る講習



未来につなぐ青少年赤十字活動



赤十字の講師派遣

自治会や学校などに、いのちと健康を守る赤十字講習の講師を派遣しています。

- 救急法講習
- 高齢者支援のための講習
- 幼児安全のための講習
- 防災講習 など



12月 NHK海外たすけあい

募金キャンペーンを行います。世界の紛争・病気・貧困等で苦しむ人々へのあたたかいご支援をお願いします。

山口県支部の活動は、多くの個人・企業・団体の皆さまに支えられています。

平成30年度にご寄付の協力があった企業・団体様約1,200社の内、ご寄付に加え、日赤の事業・活動に参加・協力される4社から申請があり、新たに赤十字サポーターとして認定させていただきました。



山口県初！寄付付き商品が誕生しました！

6月1日付で赤十字サポーターに認定された、錦町農産加工株式会社様は、5年保存が可能な非常用飲料水を開発され、その売上1本につき1円を赤十字へ寄付されることになりました。



赤十字サポーター認定企業・団体等（令和元年8月現在）

- ・株式会社西京銀行 様
- ・株式会社三宅商事 様
- ・澤田建設株式会社 様
- ・株式会社エム 様
- ・株式会社丸久 様
- ・下関商業開発株式会社 様
- ・宇部流通サービス株式会社 様
- ・生活協同組合コープやまぐち 様
- ・株式会社鴨川グランドホテル ホテル西長門リゾート 様
- ・株式会社コムズコーポレーション 様
- ・一般社団法人生命保険協会山口県協会 様
- 新・錦町農産加工株式会社 様
- 新・有限会社本瀬商会 様
- 新・株式会社サビエルカンパニー 様
- 新・トヨタ部品山口共販株式会社 様

日赤活動資金にご協力いただいた皆様

赤十字にご支援いただき誠にありがとうございます。平成31年2月から令和元年6月末までに、一度に10万円以上のご寄付をいただいた個人・法人の皆様のうち、了承が得られた方のみを掲載しています。心から感謝申し上げます。

【10万円以上】

- ・宇部流通サービス株式会社 様（宇部市）
- ・株式会社コムズコーポレーション 様（下関市）
- ・末廣 泰生 様（山口市）
- ・株式会社ノムラ 様（岩国市）
- ・有限会社花瀬組 様（下関市）
- ・林 登希子 様（下関市）
- ・有限会社本瀬商会 様（宇部市）
- ・マルミ自動車有限会社 様（下松市）
- ・医療法人神徳会 三田尻病院 様（防府市）

ほか8名・社 様

赤十字への寄付にご協力ください。

切り取ってください。

（ご注意）
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
・この用紙による、払込料金は無料となります。
・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

（個人）
この領収証記載の金額は所得税法第78条第2項第3号に規定する特定寄付金に、また地方税法第37条の2、地方税法第314条の7、地方税法施行令第7条の17に規定する個人住民税控除の対象となります。

（法人）
この領収証記載の金額は法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当します。

この場所には、何も記載しないでください。

日本赤十字社は、世界191ヵ国にある赤十字社の一つです。日本赤十字社法という法律に基づく認可法人であり、独立した民間の団体です。赤十字の活動は、公平・中立に行うため、国や県・市町からの補助金を受けず、山口県支部全ての活動は、県民の皆さまのご寄付を唯一の財源に行っています。

詳しくはコチラをご覧ください

<http://www.yamaguchi.jrc.or.jp>

